

ぐっとずっと。 プラン

スマートコース

(料金表)

Energia

2026年11月1日実施

中国電力株式会社

本 則

1 契約種別

この料金表の契約種別は、「ぐっとずっと。プラン スマートコース（以下『スマートコース』といいます。）」といたします。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 適用範囲

電気サービス約款（以下「サービス約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量6キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当する需要で、お客さまが1年を通じてこのスマートコースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

4 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額およびサービス約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）

によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、サービス約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、サービス約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15キロワット時まで	893円61銭
電力量 料 金	15キロワット時をこ え120キロワット時 までの1キロワット 時につき	32円58銭
	120キロワット時を こえ300キロワット 時までの1キロワット 時につき	40円00銭
	300キロワット時を こえる1キロワット 時につき	42円12銭

5 払込票等および検針結果のお知らせ発行手数料

(1) 払込票等発行手数料

お客さまが振込払いで料金を支払われる場合等の払込票等発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約 1 料金算定期間につき	55円00銭
------------------	--------

(2) 検針結果のお知らせ発行手数料

当社が検針の結果を書面でお知らせする場合の検針結果のお知らせ発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約 1 料金算定期間につき	55円00銭
------------------	--------

附 則

6 日 割 計 算

当社は、サービス約款24（日割計算）によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 1（料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式）によるものいたします。

7 そ の 他

この料金表に定めのない規定については、サービス約款の電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

1 実 施 期 日

この料金表は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、サービス約款23（料金の算定）およびサービス約款24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 1（料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式）によるものいたします。

別 表

1 料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合は次のとおりといたします。

イ 基本算式

最低料金適用電力量

$$=15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、サービス約款別表7（日割計算の基本算式）（1）イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量

$$=105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量

$$=180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ロ イによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- ハ サービス約款23（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 計量期間等の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 暦日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。